
中間とりまとめ

情報連携基盤技術ワーキンググループ

平成 23 年 7 月 28 日

目次

WGの位置付けと開催経緯等	2
本書の位置付け	4
情報連携基盤の役割	4
情報連携基盤を活用した情報連携	5
個人に対する付番、番号連携及び情報連携	6
1． 基本的な考え方	6
2． 付番と情報連携の基本的な仕組み	7
3． 情報連携	9
4． アクセス記録について	11
5． 情報保有機関と情報連携基盤間の連携インターフェイス	14
6． 情報連携基盤・情報保有機関間等の回線	14
7． バックアップ体制の整備	15
マイ・ポータル・ＩＣカード等	15
1． 基本的な考え方	15
2． マイ・ポータルの利用	15
3． ＩＣカード	19
法人に対する付番等	20
1． 付番対象	20
2． 法人番号の変更	21
3． 法人番号の通知	21
4． 検索及び閲覧	21
5． 企業コードについて	21
社会保障分野の取扱いについて	22
今後の開発に向けての留意点	23
おわりに	24

WGの位置付けと開催経緯等

(1) 情報連携基盤技術WGの位置付け

社会保障・税に関する番号制度については、これまでに導入に向けた検討が重ねられており、平成23年1月31日には、政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」(以下「基本方針」という。)が決定されたところである。

また、当該基本方針において、番号制度の構築に向けた情報連携及び個人情報保護に係る論点整理については、社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会及びIT戦略本部企画委員会の下に、「個人情報保護ワーキンググループ」と「情報連携基盤技術ワーキンググループ」を設置し「社会保障・税番号大綱」に向けた検討を進めることとされた。

このため、情報技術等の専門家を構成員とする情報連携基盤技術ワーキンググループを開催し、番号制度における機関間の情報連携において、法令で定める事務について「番号」に係る個人情報を情報保有機関間でやりとりするための電子情報処理組織(以下「情報連携基盤」という。)の構築に向け、社会保障・税に関する番号制度と国民ID制度で共通する事項に関する技術的な検討を行ってきたものである。

平成23年4月28日に「社会保障・税番号要綱」が、また、同年6月30日には「社会保障・税番号大綱」(以下「大綱」という。)が取りまとめられたところであり、秋以降可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出していくこととなっている。さらに、一般公募されていた「番号」の愛称が「マイナンバー」に決定したところである。

(2) 開催状況

① 情報連携基盤技術WG

これまで情報連携基盤技術WGでは、平成23年2月4日に第一回会合を開催して以来、計7回にわたり精力的に議論を重ねてきたものである。

また、平成23年4月19日には、個人情報保護WGとの合同WGを開催し双方のWG委員による意見交換が行われ、さらに6月14日には両WGの座長・座長代理による意見交換も行われた。

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成23年2月4日	・情報連携基盤技術WGの設置について ・社会保障・税に関する番号制度の検討経緯 ・社会保障・税に関する番号制度についての基本方針について 等
第2回	平成23年3月4日	・情報連携基盤技術に関する論点項目 ・情報連携基盤技術に係る骨格案（個人に関する付番・番号連携及び情報連携） 等
第3回	平成23年3月23日	・情報連携基盤技術に関する論点項目 ・情報連携基盤技術に係る骨格案（個人認証とマイポータル・ICカード等の活用、法人に対する付番） 等
第4回	平成23年4月12日	・マイポータルのログイン方法について ・ユースケースについて 等
第5回	平成23年6月7日	・情報連携基盤の構築に当たっての論点整理 等
第6回	平成23年6月30日	・論点整理、委員提出資料 等
第7回	平成23年7月28日	・中間とりまとめ（案）
合同WG	平成23年4月19日	・個人情報保護WGの検討状況について ・情報連携基盤技術WGの検討状況について ・各委員から提起された論点の検討
両座長・座長代理会合	平成23年6月14日	・両WG座長・座長代理による意見交換について

② 情報連携基盤技術ユーザーサブWG

利用者からの意見に基づいた検討を行うため、情報連携基盤技術WGの下に各地方公共団体、民間団体、関係省庁等を構成員とする情報連携基盤技術ユーザーサブWGが設置され、これまでに計3回にわたり活発な意見交換等を行っているところである。ユーザーサブWGの議論の概要は、本WGにその都度報告されている。

③ 社会保障分野サブWG

医療や介護等の機微性の高い社会保障分野の情報について、制度や個人情報保護等に関する特段の措置などの検討を行うため、個人情報保護WG及び

情報連携基盤技術WGの下に社会保障分野サブWGが設置された。

本書の位置付け

情報連携基盤技術WGでは、情報連携基盤に関する必要な機能や実現方法など情報連携基盤技術に関する技術的な検討を行ってきたが、当WGで現在まで検討してきた内容は、システム設計の視点から見ると、一般に言われている概念設計、基本設計、詳細設計という分類においては、概念設計のフェーズであり、その中の骨格を検討している段階とも考えられる。

今後、より具体的なシステム設計を行っていくためには、現状の検討結果だけでは十分であるとは言えず、更に踏み込んだ検討が必要な事項や、新たに検討しなければならない事項等が存在する。

一方で、本年6月に策定された「大綱」を受け、今後、関係省庁等が行っていく予算要求や予算編成過程において、一定の方向性が示された材料が必要であることから、今まで検討してきた内容等について、出来得る限りの中間取りまとめを行い、論点を整理するものである。

情報連携基盤の役割

複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるとの確認を行うための基盤は、情報化された社会には必要不可欠なインフラであり、既に多くの諸外国で整備されている。

番号制度は、かかる基盤を提供するものであり、社会保障と税に関わる番号制度としては、当面、年金分野、医療分野、介護保険分野、福祉分野、労働保険分野、税務分野等において「番号」を利用することとしている。

また、具体的に情報システムによる情報保有機関間での情報の連携を行うための基盤機能として、情報連携基盤を構築するものであり、このような仕組みについては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）において、国民ID制度の観点からも検討がなされてきた。

情報連携基盤の構築に当たっては、セキュリティ対策や個人情報の保護、稼働の安定性、コストパフォーマンスなどを考慮しつつ、制度や業務要件等の可変性や拡張性等にも十分配慮しながら、弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。さらに、将来的に社会保障・税分野以外の行政分野や、民間機関との間における幅広い情報連携が可能となるよう考慮する必要がある。

情報連携基盤を活用した情報連携

番号制度における情報連携とは、複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みである。

この情報連携では、データベース（「番号」に係る個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の「番号」に係る個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構築したものをいう。以下同じ。）を有する機関が他の機関が有するデータベースのうち特定の情報を必要とする際に、本人を一意に特定する何らかの識別子を介在して新たに情報を取得することとなる。

情報連携は、番号法又は番号法の授權に基づく政省令により、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元、提供先等が規定された上で、情報保有機関が情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関が保有する情報の提供を求めることができるというものである。

情報連携においては、連携される個人情報の種別や理由等を明確にするため、制度上、情報連携基盤を利用することを義務付ける必要がある。

この情報連携を実現するに当たり、情報連携基盤では、認められた手続のみが情報連携基盤にアクセスすることを可能にするなど、情報連携基盤システムの基本ポリシーを明らかにするとともに、手続の透明性を確保するため、情報連携された手続のログ管理を適正に行う必要がある。

なお、「大綱」においては、情報保有機関から税務署長等に対する確定申告書、法定調書の手続及び厚生労働大臣に対する当該情報保有機関の従業員等に係る年金や雇用保険の資格取得等の手続については、専ら一方の行政目的を達成するために法令の規定に基づいて申告義務者、法定調書提出義務者又は雇用主の義務として行う行為にほかならないことから、「情報を相互に活用する」情報連携には当たらないものであるとしているところである。

また、制度上情報の共有が想定されている確定申告書等の国から地方団体への送付など、法令に基づき書面又は電子的手法を通じて情報収集されているものについては、情報連携に該当しないこととしているほか、制度上情報の共有が想定されており現に書面又は電子的手法を通じて情報共有がなされている場合等に関しては、個別の事情を踏まえた取扱いについて検討するとしている。

個人に対する付番、番号連携及び情報連携

1. 基本的な考え方

「大綱」では、番号制度の構築に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係る最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を十分踏まえる必要があるとし、下記のとおり記述している。

同判決の趣旨を踏まえれば、番号制度は、

- ① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
 - ② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
 - ③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
 - ④ システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
 - ⑤ 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
 - ⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること
- 等の要件を備える必要がある。

したがって、上記の要件を充足するため、それぞれ下記のとおりの制度設計を行うこととする。

①については、「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設ける。

②については、(a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民-民-官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) さらに当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。

③については、「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に書き込むことで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル（情報保有機関が保有

する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織をいう。以下同じ。) 上で確認できるようにする。

④については、情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。

⑤については、行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。

⑥については、国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。

番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等をいう。以下同じ。)よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。

以上のように、まずは国民の生活に直結する社会保障及び税の分野において広く「番号」を活用するとともに、「番号」に係る個人情報は情報保有機関が分散管理することとし、この分散管理を基にした高いレベルのシステム上の安全措置と制度上の保護措置を講じることにより、国民が安心して「番号」のメリットを享受できるよう、情報連携基盤の構築を検討していかなければならない。

また、番号制度導入に伴って発生するITリスクの分析について、WGにおいて報告や議論がなされてきたところであるが、今後とも可能な限り客観的・定量的な分析を行っていく必要がある。

2. 付番と情報連携の基本的な仕組み

(1) 番号の生成と情報保有機関への番号の提供

「番号」は、住民票コードと一対一対応する新しい番号として生成するとともに、住民票コードに論理的に遡れないようにすることが必要である。

「番号」の付番対象となる個人は、住民票コードが住民票に記載される、日本の国籍を有する者及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民であり、「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施する

ためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要であることから、番号生成機関を設けることとしている。

「番号」の告知を求めたり、「番号」を業務に利用する情報保有機関は、基本4情報と「番号」の正確性を確保するため、自らが保有する個人の基本4情報を住基ネットの基本4情報と突合した上で、番号生成機関に対し、当該基本4情報に係る「番号」の提供を求め、「番号」を自らが保有する個人情報のデータベースと紐付けることとする。

(2) 情報連携の基本的な仕組み及び符号の情報保有機関への割り当て

番号制度において、国家管理への懸念や個人情報の追跡・名寄せ・突合に対する懸念を払拭することが求められることから、情報連携を行う際には、「民一民一官」で広く利用される「見える番号」である「番号」を直接個人を特定する共通の識別子として用いることには懸念がある。

また、情報連携とは、それぞれの情報保有機関ごとに管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みであり、今後の拡張性等を考慮すると、「番号」を保有する情報保有機関と、例外的にそれ以外の番号を保有する情報保有機関との連携も視野に入れなければならないことから、情報連携の際には、「番号」を、個人を特定するための共通の識別子として用いることができず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を識別子として用いることが必要となる（資料1－1参照）。

符号は、情報連携を行う情報保有機関が保有する利用者に係る基本4情報を住基ネットの基本4情報と突合した上で、情報連携基盤が情報保有機関に割り当てることとする。これにより、情報連携を行う情報保有機関は、割り当てられた符号を自らが保有する個人情報のデータベースと紐付けることとする。

突合作業は情報保有機関の責任で対処していく必要があるが、一方で情報保有機関の負担を可能な限り軽減する方策の検討が求められる。

(3) 基本4情報の同期化について

「番号」及び符号に係る基本4情報の真正性を確認するため、基本4情報を保有する情報保有機関は、必要な頻度で、保有する基本4情報と住基ネットの基本4情報の同期化に努める必要がある。

必要な頻度についても例えば年に1回程度から、頻繁に更新する必要がある機関まで大きく異なると思われることから、各情報保有機関の特性にも配慮しつつ、関係機関で必要な調整・協力をしていくべきである。

3. 情報連携

(1) 「番号」と符号との関係

情報連携基盤を通じた情報保有機関相互の連携を実現する手法として、いくつかのパターンが考えられるが、情報連携基盤技術WGでは、住基ネット最高裁合憲判決で示された個人情報を一元的に管理できる機関又は主体が存在しないこと、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること、などの判断枠組みに適合した形で個人情報を取り扱うシステムとする必要があるという考え方の下で議論が重ねられてきた。

3月4日に開催された第2回WGにおいて骨格案（その1）を資料として提出し、その後、複数の選択肢が示されるべきという意見が多く出された。

これを踏まえ、6月7日に開催された第5回WGにおいて、「情報連携基盤の構築に当たっての論点整理について」を資料として提出した。

情報連携で活用する符号の生成方法については、可逆暗号方式により生成する方法と、コード変換テーブル方式により生成する方法の2つの方策について比較検討する材料を示した。

情報連携基盤及び情報保有機関において情報連携を行う情報の対象者に係る識別子として何を用いるかについて、以下の5案が示された（資料1-2）。

案1 「番号」を用いた情報連携

案2 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）を可逆暗号方式で生成し、そのうちの1種類の符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

案3 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）をコード変換テーブル方式で生成し、そのうちの1種類の符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

案4 情報連携のためのシステム内部の符号（2種類）をコード変換テーブル方式で生成し、情報保有機関が保有する情報と「番号」との紐付けがされるか否かに応じて、2種類の符号のうちの1つを情報保有機関が保有する情報連携

案5 情報連携のためのシステム内部の符号（1種類）を生成し、当該符号（リンクコード）を情報保有機関が保有する情報連携

これらをコストパフォーマンス、連携対象の拡張性、稼働の安定性・運用性、調達の透明・公正性、セキュリティ・プライバシー影響度の観点から検討した、たたき台を事務局から提出し、構成員間で議論が交わされた。

案1については、コストパフォーマンスは高いものの、連携対象の拡張性に欠け、セキュリティ・プライバシー影響度が非常に大きいことから問題であるという意見が多かった。

なお、「大綱」においても、情報連携基盤においては、「民一民一官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとしているところである。

案2から案5については、案2が可逆暗号方式によるものであることに対し、案3から案5はコード変換テーブル方式によるという違いがあり、両方式についての議論がされた。また、案3から案5については、情報保有機関や分野毎の符号の振り方の違いに関する議論がされた。これらの論点については、今後検討すべきであるとの意見が出された。

(2) 法令に基づく情報連携を行う情報保有機関と情報連携対象個人情報の特定等

情報保有機関は、番号法又は番号法の授権に基づく政省令で、①情報連携基盤を用いることができる事務の種類、②提供する情報の種類、③当該情報の提供元・提供先等を規定した上で、情報連携基盤を通じて当該情報を提供することができることとなるが、「大綱」に示された番号制度の利用場面を実現するために、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等は法案策定までに明らかにするとしている。

(3) 情報連携対象個人情報の提供等

情報保有機関は、情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができることとし、自己の保有する情報の提供を求められた情報保有機関は、当該情報を情報連携基盤を通じて提供するものとするとしている。

上記(2)の例外措置として、「大綱」では、法律等に規定がない場合であっても「著しく異常かつ激甚な非常災害への対応など特別の理由がある場合に第三者機関の許可を受けたときには、情報連携基盤を通じた情報連携ができることとする。」としているところであるが、具体的な方法について、今後検討する必要がある。

(4) 情報連携

照会元情報保有機関及び照会先情報保有機関間の個人情報等のデータの送受信方式については、情報連携基盤を介して送受信を行う方式（ゲートウェイ方式）と、各情報保有機関同士で直接送受信する方式（アクセストークン方式）があり、平成23年4月19日の個人情報保護・情報連携基盤合同WG及び6月7日の第5回WGにおいて提出された資料1－3を基に議論がなされた。

ゲートウェイ方式においては情報連携制御に加えてデータ送受信機能の役割を情報連携基盤が担うことになるのに対し、アクセストークン方式においてはデータ送受信については情報保有機関がその役割を担うことになるが、いずれの方式を採用すべきかについては、ユースケースの分析が十分になされていない現段階で決定するべきではないという意見が多く、また、両者の複合型も選択肢として考えるべきであるという意見も出された。

(5) 情報連携基盤における本人同意等について

情報連携対象となる個人情報について、本人の同意を要するべきか、本人同意を不要と考えるべきかについて当WGにおいて議論がなされた。

「大綱」においては、番号制度の導入において、原則として本人同意を前提としない仕組みとする一方、「番号」の恣意的な利用を防止し国民に対してあらかじめ番号制度の活用事務を明らかにするため、「番号」を付番する事務の範囲及び情報連携を行う事務の範囲を法律又は法律に基づく政省令に規定する等の仕組みを設けることとし、その上で、機微性の高い個人情報のやりとり等あらかじめ本人の同意を得て「番号」の利用又は情報連携を行う必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとするとしている。

番号法の制定に当たっては、本人同意を必要とする個人情報のやりとりについて検討を行うとともに、情報連携基盤システムの構築に当たって、本人同意を行う具体的な方策を検討すべきであるとの意見もあった。

4. アクセス記録について

自己情報のコントロールという観点から、情報連携基盤を通じた個人情報のやりとりに係るアクセス記録について、マイ・ポータル（情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）上でいつでも本人が確認できる仕組みを設けることとする。

また、情報保有機関による、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやりとりについて、その日時、主体、情報の種類、根拠等を、個人自らが確認できる仕組みを設けることとする。

(1) アクセス記録の内容

アクセス記録の内容については、①自己の個人情報に対する情報連携に基づくアクセス、②情報連携の対象となった個人情報の種類、③法令に基づいた情報連携に係るアクセスであることを確認するための情報（主体、根拠法令等）が含まれている必要があると思われる。これを踏まえて、マイ・ポータルで表示するアクセス記録の項目を検討する必要がある。

情報連携に係る処理に関するログには、①管理用のシリアル番号、②情報連携に係るアクセスを行った日時、③情報連携の根拠（法令等で予め定められた情報連携のパターン）、④情報連携元の情報保有機関の名称、⑤情報連携先の情報保有機関の名称、⑥情報連携対象個人情報の種類、⑦情報連携元の情報保有機関の担当部署、⑧情報連携先の情報保有機関の担当部署、⑨情報連携元の情報保有機関において使用された端末、⑩情報連携先の情報保有機関において使用された端末、⑪提供された情報連携対象個人情報の内容、⑫情報連携対象個人情報の用途などが考えられる。

(2) アクセス記録の保存に係る役割分担

アクセス記録についても個人情報であることを考慮しつつ、情報連携基盤で保存するものと、情報保有機関側で保存するものについて適切な役割分担を行うべきである。

上記のうち、①から⑥までは情報連携基盤で、⑦・⑨・⑪・⑫については情報連携元の情報保有機関で、⑧・⑩・⑪については情報連携先の情報保有機関で生成され、保管されるものと考えられる。

また、個人がマイ・ポータル等を通じて事後的に閲覧するアクセス記録の範囲と、第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うアクセス記録の範囲とでは、後者の方がより詳細かつ広範囲なものとして設定する必要がある。

(3) アクセス記録の生成方法と表示方法

アクセス記録を生成するに当たっては、情報連携に係る処理に関するログから必要な情報を抽出して、当該情報を本人が確認できる形式に変換することが考えられる。また、マイ・ポータルに表示するアクセス記録の生

成単位についても、検討が必要である。

マイ・ポータルにアクセス記録を表示する際は、これらの内容を本人が理解できるように自然言語に変換する必要があり、用語や表現ぶりの最適化を行うことが望ましい。

(4) アクセス記録の編集及び保管場所

マイ・ポータルで自己のアクセス記録を表示させるためには、自己のアクセス記録を特定することができる何らかのキー情報をアクセス記録に付与しておく必要がある。また、アクセス記録の保管場所については、情報連携基盤又はマイ・ポータルで保管することが考えられるが、今後検討を進める必要がある。

(5) アクセス記録の完全性及び機密性の確保等

個人情報へのアクセス記録の内容が正確であることが不可欠であり、アクセス記録生成時において誤りのない内容を記録し、保管においては、不正な改ざんから保護すること等に留意する必要がある。また、アクセス記録の生成に係る仕様が更新されることに伴い、誤ったアクセス記録が生成されないような措置も講じるべきである。

(6) アクセス記録の保存期間

アクセス記録の保存期間の検討に当たっては、その使用目的との関連で、必要最小限とし、かつ費用面で過度な負担を生じることがないよう配慮すべきである。これらの点を踏まえ、保存期間については引き続き検討する必要がある。

(7) 第三者機関によるアクセス記録の閲覧・分析

第三者機関の役割は、個人情報保護ワーキンググループにおいて検討されてきたところであるが、「大綱」においては、番号制度における個人情報保護等を目的とする委員会が次のような業務を行うとしている。

- ・ 行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者（以下「監督対象機関等」という。）による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督
- ・ 「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ・ 情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分の監査
- ・ 情報保護評価の実施に関する助言・指導及び報告書の承認 等

また、委員会の権限として、委員会は、監督対象機関等に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いについて、資料の提出及び説明等を求めることができ、さらに行政機関又は地方公共団体の「番号」に係る個人情報の取扱いについて実地の検査をすることができる等の強力な権限を有することを想定している。

このため、委員会は、情報連携基盤において保存するアクセス記録のみならず、情報保有機関において保存するアクセス記録についても、必要に応じて調査・閲覧する必要があり、それらの履行が担保できるようにしなければならない。かつ、必要に応じ、情報保有機関において、委員会の監査に対応するため、資料の提出及び説明のための機能や体制を整備することが考えられる。

委員会による監査の対象となる情報連携に係る処理のログ等については、ログの多くは個人情報が含まれているため、一元管理することは適当でないことから、情報連携基盤及び情報保有機関のそれぞれが分散して管理し、必要に応じて各機関からログを収集して監査する方式が考えられる。

一方ログ情報の保護、完全性の担保等を重視し、情報連携に係るすべてのログを一括して管理した上で、委員会が監査を行う方式も考えられる。

また、実時間でログを確保できるようにすべきであるという意見があつた。

5. 情報保有機関と情報連携基盤間の連携インターフェイス

情報保有機関においては、情報連携元及び情報連携先情報保有機関の機能として、例えば、情報連携に必要なアクセス制御、情報保有機関において保存すべきアクセス記録の保存、照会を受けた際に情報連携対象個人情報を特定して一定期間内に回答する機能等を持つ連携インターフェイス機能が必要となる。

情報連携に関わる業務分野について、各情報保有機関が持つ既存システムには様々な種類があること、これらを上記の機能を持つように改修することは相当のコストがかかると思われること等を踏まえつつ、既存システムの差異を吸収する連携インターフェイスの確保方法について、早急に検討を進めるべきである。

6. 情報連携基盤・情報保有機関間等の回線

情報連携の仕組みの構築に当たっては、情報連携基盤と各情報保有機関間等を結ぶ回線についても検討が必要であるが、その際には、できる限り既存のシステムを有効利用するとともに、通信の暗号化などの積極的な活用によ

りセキュリティを確保した回線網を利用するという観点が重要である。

このため、国の各行政機関間において用いられている霞ヶ関WAN並びに各地方公共団体間及び各地方公共団体と国の行政機関との間で用いられている総合行政ネットワーク（LGWAN）を改良することによる対応に加え、行政機関以外の団体が情報連携を行う場合には新たなセキュリティを確保した回線網を利用することについて検討すべきである。

7. バックアップ体制の整備

情報連携基盤は情報連携の仕組みの中心的な役割を果たす重要なシステムであり、大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができるような措置を講じることとすべきであり、具体的な検討を進めるべきである。

マイ・ポータル・ICカード等

1. 基本的な考え方

マイ・ポータルは、社会保障・税に関する番号制度において、国民に提供される情報にアクセスするための入り口となるウェブサイトである。

マイ・ポータルは、情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認することができるよう、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるようにするために設けるものであり、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現に資するものである。

2. マイ・ポータルの利用

(1) マイ・ポータルの機能

マイ・ポータルには、次の4つの機能を持たせることとすべきである。

- ①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録を確認する機能
- ②各情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報を確認する機能
- ③電子申請を経由する機能（ワンストップサービス）
- ④行政機関等からのお知らせを表示する機能（プッシュ型サービス）

(2) マイ・ポータルにおける情報管理のあり方

マイ・ポータルを通じて様々なセンシティブな個人情報がやりとりされることから、厳格な運営体制とセキュリティ対策の構築が必要である。

また、マイ・ポータルが取り扱う情報を内部的に管理するため、利用者

の申請により各利用者固有の情報を管理する領域を確保し、利用者フォルダ（マイ・ポータルの利用者に情報提供するためのシステム上の作業領域）を開設することとし、個人情報保護の観点や情報の一元管理を回避する観点から、利用者の個人情報が利用者フォルダに極力蓄積しないような仕組みとすべきである。

(3) マイ・ポータルにログインするための認証

マイ・ポータルでは、自己の「番号」に係る個人情報等は利用者フォルダという個人ごとの領域に格納され、当該個人がこの領域に格納された情報等を確認することができるようになる。この利用者フォルダにログインする際の本人確認方法としては、公的個人認証サービスが提供する認証用電子証明書等を使用する。

なお、利用者フォルダへの利用に先立ち、利用者である個人に関する情報をマイ・ポータルに設定するための初回登録を行うが、この際には、公的個人認証サービスが提供する署名用電子証明書及び認証用電子証明書等を使用する。

マイ・ポータルの利用者フォルダに関する初回登録手順及びログイン手順の流れ（イメージ）は、資料1－4のとおりである。

初回登録時には、マイ・ポータルの利用者は、マイ・ポータルに対して署名用電子証明書による利用者フォルダ利用申請を行い（マイ・ポータル側では署名用電子証明書の有効性確認後、署名用電子証明書に記録された氏名等の基本4情報の抽出及び当該4情報によるマイ・ポータル用リンクコードの取得及び登録を行う。）、この処理の完了後、利用者は、マイ・ポータルに対して、利用者フォルダへのログインの際に必要となる認証用電子証明書の提供を行う。

また、初回登録後の利用者フォルダへのログイン時には、認証用電子証明書の提供による本人確認を行い、本人確認後、当該利用者の利用者フォルダ画面を表示させる。

なお、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づいて適切な認証方式を検討すべきとの意見もあった。

(4) マイ・ポータルの利用者フォルダにおける前回ログイン日時の表示

マイ・ポータルの利用者フォルダは、利用者の本人確認を行った上で、格納された情報を確認することができる仕組みであるが、本人以外の者が本人と偽ってログインしていないことを確認するための一つの手段として、利用者フォルダにログインした後の画面に、前回ログインの日時を表示さ

せることが考えられる。

(5) 利用者フォルダの継続利用

利用者フォルダについて、認証用電子証明書による認証を本人確認方法として利用する場合、認証用電子証明書の有効期限が切れた場合や失効した際には、利用者フォルダにログインできなくなる。

このため、取得し直した認証用電子証明書を活用することにより、利用者フォルダを継続して利用できるように検討すべきである。

(6) マイ・ポータルにおける個人の情報の保持

マイ・ポータルで表示する情報については、①本人による利用者フォルダログイン後、速やかに該当の情報が画面に表示されて本人がこれを確認できるようにするため、事前に必要な情報をマイ・ポータルに収集・蓄積しておく考え方と、②マイ・ポータルでは必要な状態になるまでできる限り情報を保有しないようにするため、本人による利用者フォルダログイン後に、情報保有機関から該当する情報をマイ・ポータルに収集して、画面に表示させるという考え方がある。マイ・ポータルにおける情報保持を回避することと、本人による確認の即時性等を勘案の上、具体的な方策を決定すべきである。

なお、利用者フォルダに格納された情報で、本人による確認が行われた情報については、ログアウト後消去することが考えられるが、マイ・ポータルで確認した情報を改めて本人が確認することができるよう、ログアウト前に、一定のファイル形式でダウンロードすることができる機能を提供することについて検討する必要がある。

(7) 電子申請を経由する機能（ワンストップサービス）

利用者は、マイ・ポータルに公的個人認証サービスの認証用の電子証明書等によりログインすることとなるが、申請書の文書の真正性を推定する効果が働くことや改ざんを防止する必要があることから、あらためて、公的個人認証サービスの署名用の電子証明書等で申請を行う必要がある。

また、情報保有機関に対する電子申請については、情報保有機関の責任において署名検証を行う必要がある。

なお、必要な手続はマイ・ポータルのトップページから、各情報保有機関のサイトにリンクを張り認証連携することで、利用者が各手続の電子申請を行うこととするが、典型的なサービスについて、一度、電子申請をすれば、申請が必要な全ての情報保有機関に送付され処理される仕組み（ワンストップ

サービス）も検討するべきである。

(8) 行政機関等からのお知らせを表示する機能（プッシュ型サービス）

情報保有機関が利用者に対してお知らせする事項がある場合には、当該情報をマイ・ポータルの利用者フォルダに送付する仕組みとすべきである。

(9) 利用者フォルダの保持期間

マイ・ポータルに設定された利用者フォルダについては、本人の死亡又は国籍喪失を伴う海外転出等、本人が「番号」の付番要件を喪失するまで、保持し続けることまた、「番号」の付番要件を喪失した後も一定の期間利用者フォルダを保持すること等について、情報セキュリティを確保しつつ、さらに検討していく必要がある。

(10) 代理によるマイ・ポータルの利用及び扶養関係について

代理の取扱いを検討する必要については、当WGでも構成員から指摘がなされ、また、個人情報保護WGにおいても検討がなされてきた。

法定代理として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による「番号」に係る個人情報の開示請求等を認め、また、本人自身で開示請求等を行うことが難しいものの法定代理人が存在しない者が、個人情報の開示請求等及びアクセス記録の確認を行えるようにするため、任意代理を認めることとしている。

そのため、マイ・ポータルには、マイ・ポータルが提供する本人に関する情報を代理人においても確認することができるようとする機能、代理人が本人に代わって確認することができる情報の範囲を特定する機能等についても、代理人の正当性を的確に確認すべきことにも留意しつつ、検討していく必要がある。

なお、代理人による情報の確認方法として、①代理人の利用者フォルダに本人に関する情報を格納した上で代理人がこれを確認する方法と、②本人の利用者フォルダに代理人もログインすることができるよう設定した上で、代理人が本人の情報を確認する方法があると思われるが、本人と代理人との間で利益相反となるおそれのある情報の取扱いや、一方でシステムが複雑化しすぎないようにすること等にも留意しつつ、具体的な方策を決定すべきである。

また、本WGにおいて、扶養関係についても議論すべきとの意見があった。一方、扶養関係は制度ごとに異なることから、情報連携基盤及びマイ・ポータルにおいて扶養関係に対応したシステムを構築することは困難であるという意見があった。

(11) 自宅以外でのマイ・ポータルの利用

マイ・ポータルは、自宅のパソコンで利用できることはもちろん、自宅にパソコンがない場合や、マイ・ポータルへの接続が困難な者等も確認できるようなその他の仕組みを幅広く検討すべきである。

3. I Cカード

(1) I Cカードの交付

自己の「番号」にかかる個人情報についてのアクセス記録の確認等を行うことができるマイ・ポータルにログインするため、また、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者等が対面の場合には券面に記載された基本4情報及び顔写真等により、オンラインの場合には公的個人認証サービス等の活用により、利用者が本人であることを確認した上で「番号」を確認できるようにするため、I Cカードを交付できるようにする必要がある。

ただし、当該I Cカードの交付を受ける住民がI Cカードに「番号」の記載を希望しない場合も考えられるため、その場合の対応について、引き続き検討する必要がある。なお、利用者の利便性の向上を図るため、I Cカードの普及を前提としつつ、将来的には多様な本人確認等の手段を利用できるように検討していくことも必要である。

(2) I Cカードの発行

I Cカードの発行に当たっては、現在の住民基本台帳カードが、市町村の窓口において厳格な本人確認を行った上で発行しており、このことが信頼性の担保となっていることから、同様に厳格な本人確認を行い、不正取得等がないように適切な措置を講じることとすべきである。

また、I Cカードは、現行の住民基本台帳カードや公的個人認証サービス等を活用しつつ、住民基本台帳カードが有する機能等に加えて改良をするものとすべきである。

「大綱」においては、以下の事項を改良するものとしている。

- ① マイ・ポータルにログインするために、現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加する。
- ② 電子証明書の有効期間を現行の3年から5年に延長し、公的個人認証の利便性を高める。
- ③ 民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する。
- ④ 「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、I Cカード

の券面に「番号」を記載し、ＩＣチップに「番号」を記録する。

(3) ＩＣカードに記載・記録する情報の範囲等

ＩＣカードの様式その他必要な事項は政省令で定めることとなるが、券面記載事項としては、「番号」、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が考えられる。

また、ＩＣチップ記録事項としては、「番号」、公的個人認証サービス（署名用・認証用）の秘密鍵・電子証明書、住基ネット関連情報、条例対応機能等が考えられる。

記載・記録を必須とする事項や、健康保険証に関連する事項を記載・記録することも含めて、さらに検討していく必要がある。

(4) ＩＣカードの交付等

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録している住民に対し、住民が申請する場合には、当該住民に係るＩＣカードを交付することとなる。

ＩＣカードに関する各種イベント、例えば初回交付、更新・再交付、紛失・破損、失効、返納、廃棄や、券面記載事項変更、ＩＣチップ記録変更事項等について、具体的な検討を進める必要がある。

(5) 窓口での対応

ＩＣチップ内に「番号」を安全に記録することにより、「番号」が偽変造されていないことを確かめるため、窓口等が、ＩＣカードの券面記載事項（例えば基本4情報、顔写真及び「番号」等）をリーダ及びソフトウェアで確認することができるようになる。

このため、ＩＣチップ内の「番号」を確認するためのソフトウェアを、ＩＣカードを利用して本人確認をする必要がある者が入手できるようにする必要がある。

法人に対する付番等

1. 付番対象

法人番号の付番は、次に掲げる法人等とし、その際、登記のある法人等については、会社法人等番号を基礎として付番することとし、会社法人等番号を有しない登記のない法人等に対しては、登記のある法人等に係る会社法人等番号と重ならない番号を付番することとすべきである。

- (1) 国の機関及び地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- (4) (1) から (3) に掲げる法人等以外の法人（国税に関する法令の規定により法人とみなされる者を含む。）で、国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務若しくは特別徴収義務若しくは法定調書の提出義務を有し、又は法定調書の提出対象となる取引を行うもの

なお、法人等の支店や事業所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」の付番は行わないが、他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図ることとすべきである。

2. 法人番号の変更

会社法人等番号は平成24年度以降、管轄登記所外への移転登記又は組織変更の登記を行っても会社法人等番号が変更されない仕組みとなる予定であり、法人番号についても同様に、変更しないこととするべきである。

また、重複付番を避けるためにも一度使用した法人番号は再利用しないこととすべきである。

3. 法人番号の通知

法人番号は当該法人等に書面により通知すべきである。

4. 検索及び閲覧

法人番号は、広く一般に公開されるものであり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用すべきである。

このため、法人等に対する付番機関においては、国民の利便性に配意し、法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索、閲覧ができるサービスをホームページ等で提供すべきである。

5. 企業コードについて

I T 戰略本部電子行政に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」

という。)においては、行政の電子化によって企業の利便性の向上や行政の業務効率の向上を図る観点から、企業コードの整備及びその活用のための施策について検討している。

今後の検討の方向性としては、ニーズの把握、費用対効果の検証を前提として、例えば、番号制度により付番される法人番号と他の行政分野や民間分野で使用されている法人の識別番号との紐付け・置換の推進、行政機関間での企業情報の相互参照による行政手続における公的添付書類の削減、民間の電子商取引等においても信頼性が保たれた企業のアイデンティティを表す属性情報の参照の充実、用途・利用者・利用場所等を考慮した企業認証の整備、企業コードに関連した企業ポータルの整備等を考えられる。なお、企業認証については、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証業務の活用を含めて検討することが考えられる。

上記のような施策を推進するに当たっては、企業コードを活用した行政機関間での企業情報の相互参照による行政手続における公的添付書類の削減の実現が重要であり、タスクフォースにおいて、国、地方公共団体における行政手続に関し連携のメリット等を整理するとともに、必要となる業務改革の在り方について重点的な検討が必要である。

また、企業コードには、網羅性（法人等に対して網羅的に付与）、一意性（法人等に対して重複なく付与）、一貫性（法人等の商号変更、移転等が生じてもコードは不変）、非再利用性（法人等が消滅しコードに空きが生じても他に割当しない）、開放性（誰でも利用可能）、参照可能性（コードの公開）、非譲渡可能性（企業の所有権や商号が譲渡可能されても、コードは譲渡されない）等の性質が備わっていることが望ましく、番号制度により付番される法人番号を利用するに当たって更なる検討が必要となると考えられる。

6. その他

企業においては、雇用する従業員の「番号」に係る情報の取扱いに対応する必要等もあり、「法人番号」の活用のみならず、「番号」に係る情報の連携等について企業の負担軽減の観点からの検討も必要であるという意見があつた。

社会保障分野の取扱いについて

情報連携基盤を用いることができる事務の種類及び提供元・提供先等を法案策定までに明らかにするとした記述の後に、「大綱」においては、医療・介護分野での情報連携については、特に情報保有機関が相当数（注：平成21年厚生労

働省調査によれば、医療施設数約18万、介護サービス施設・事業者数約26万)に上り非常に多くの情報がやりとりされることや、民間の医療機関等も含まれることから法制上の特段の措置と併せて、負荷や費用の面で効率的なシステムとなるよう、特段の技術設計を行う方向で検討するとしている。

また、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配意した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行うとしているところである。

今後の開発に向けての留意点

当WGにおいては、全体のスケジュール、実施に向けた期間の制約が非常に大きいが、多岐にわたる情報保有機関が接続する新たなシステムであること等を考えると時間をかけた慎重な対応が必要になるという意見や、番号制度に基づく情報連携についてはできるところからスタートする、スマールスタートも考える必要があるという意見、大規模なシステムであることからプロトタイプ開発や実証実験を行うことで設計・開発の後戻りを回避することなどにより、トータルコストの圧縮を図るべきであるという意見などがあった。

また、システム等の技術設計や開発に当たっては、費用対効果も十分に踏まえて検討を行う必要がある。

(参考)「大綱」に示されている今後のスケジュール

番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目途とする。

番号制度が円滑に施行されるよう、システム技術等の活用に当たっては、既存インフラとの整合性、将来の維持管理コスト、制度や業務要件等の可変性等を十分に考慮しながら弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。

- (1) 平成23年(2011年)秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出する。
- (2) 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。
- (3) 平成26年(2014年)6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交

付する。

- (4) 平成 27 年（2015 年）1 月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。
- (5) 平成 30 年（2018 年）を目処にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する。

おわりに

情報連携基盤技術WGでは、情報技術の専門家である構成員によるこれまでの経験や知見を活かし、情報連携基盤技術ユーザーサブWG等の他のWGとも連携しながら、情報連携基盤の構築に向けた検討を重ねてきたものである。

これまでの検討により、土台となる部分については一定の指向性を示すことが出来た一方で、情報連携の範囲とされた「社会保障・税に関する分野」で示された利用場面のうち、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等が未確定であり、当WGにおいても委員から提出されたユースケースに関する資料等に基づき議論がなされたものの、社会保障・税分野のユースケースの分析が十分にできていないこと等から、現時点では情報連携基盤に必要となる機能や性能等の要件を洗い出すまでには至っていない。

今後の検討に当たって、情報連携基盤との連携において情報保有機関がどのようなものとイメージするかによっても着目の仕方が異なる。例えば国レベルでは税に係る国税庁や、日本年金機構等があり、地方レベルでは約 1,800 の地方公共団体、さらに接続方式の詳細は今後の検討が必要であるが、民間も含めた医療機関・介護事業者等も存在する。

情報保有機関にはさまざまな種類が存在するため、取り扱う情報の種別、情報量等を踏まえて情報連携基盤の構築を検討することも必要である。

その中で、情報保有機関間又はマイ・ポータルと情報保有機関の間の情報連携の処理性能を実用に耐えうるものとするため、費用対効果を踏まえ、情報連携基盤等の性能目標を検討すべきである。

主要なシステム構成要素（コンポーネント）を抽出し、機能要件を満たすためのITシステム構造（アーキテクチャ）を定義し、これらを実現する仕様等を検討する中で、非機能要件としてのセキュリティ対策や、災害等事業継続を困難にする事象に対応するためのデータや装置のバックアップなど、事業継続

に関する方策等についても検討する必要がある。

このように検討すべき事項は数多くあるが、今後まずはユースケースの分析を早急に進めるとともに、それを充足するための機能の確認や、トランザクション数、データ量などによる性能面の妥当性検証等を行う必要があり、政府において最適なシステム構築に向けた検討を精力的に進めていくことを強く求めるものである。